

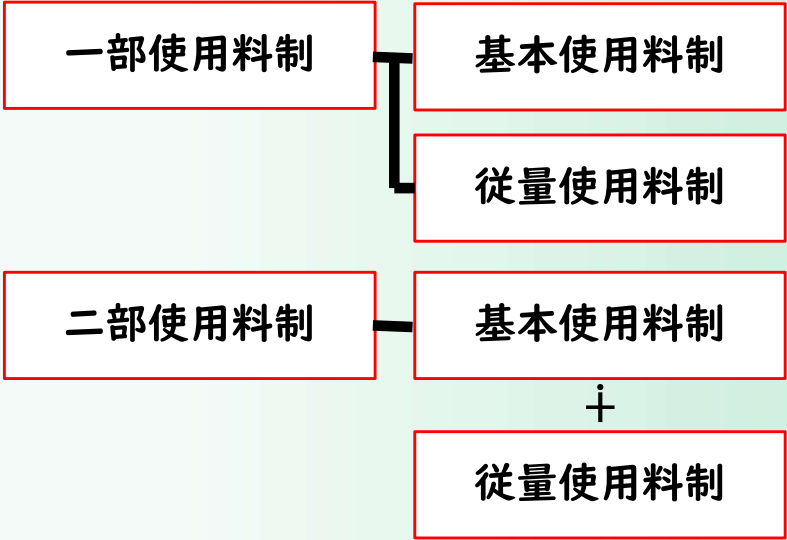
令和5年度 第4回豊見城市上下水道事業審議会 資料



豊見城市下水道使用料の水準検討について

20230926

豊見城市下水道使用料金体系について



【例】定額使用料制 等。基本料金とは、下水道施設を適正に維持していくための経費や、使用の有無にかかわらず生じるメータ検針や料金収納などの必要経費の一部を賄うために、すべてのお客さまに共通してご負担いただく料金です。

【例】水道料金比例制 等。従量使用料制料金とは、使用水量に応じてご負担いただく料金です。

豊見城市は二部使用料制を採用しております。使用料有無に係わらず付加される基本料金に、使用水量に応じた従量使用料をご負担いただいております。また、本市は、下記のとおり、使用水量の増加に応じて水量区分ごとの単価が高くなる「逡増制料金体系」を採用しています。



基本料金		超過料金 (1m ³ につき)	
汚水量	料金	汚水量	料金
10m ³ 以下	5 2 0 円	10m ³ を超え、30m ³ 以下の分	7 0 円
		30m ³ を超え、50m ³ 以下の分	8 0 円
		50m ³ を超え、100m ³ 以下の分	1 0 0 円
		100m ³ を超え、300m ³ 以下の分	1 2 0 円
		300m ³ を超え、500m ³ 以下の分	1 4 5 円
		500m ³ を超える分	1 5 0 円

県内他市との下水道使用料比較

使用量 (m^3)	使用料金(税込)										
	那覇市	沖縄市	うるま市	浦添市	宜野湾市	豊見城市	名護市	糸満市	宮古島市	石垣市	南城市
5	618	660	715	576	550	572	660	594	605	660	634
8	657	660	715	576	550	572	660	594	605	660	634
10	684	660	715	752	730	572	660	736	748	660	771
15	1,157	1,122	1,237	1,192	1,200	957	1,045	1,091	1,105	1,045	1,112
20	1,641	1,584	1,760	1,632	1,670	1,342	1,430	1,446	1,463	1,430	1,453
25	2,125	2,046	2,282	2,072	2,130	1,727	1,815	1,866	1,903	1,870	1,860
30	2,631	2,508	2,805	2,512	2,600	2,112	2,200	2,286	2,343	2,310	2,267
40	3,703	3,685	4,015	3,458	3,650	2,992	3,025	3,196	3,443	3,300	3,081
50	4,836	4,862	5,225	4,404	4,690	3,872	3,850	4,106	4,543	4,290	3,895
60	6,332	6,292	6,655	5,405	5,850	4,972	4,675	5,016	5,643	5,280	4,764
70	7,828	7,722	8,085	6,406	7,000	6,072	5,500	5,926	6,743	6,270	5,633
80	9,324	9,152	9,515	7,407	8,160	7,172	6,325	6,836	7,843	7,260	6,502
90	10,820	10,582	10,945	8,408	9,310	8,272	7,150	7,746	8,943	8,250	7,470
100	12,316	12,012	12,375	9,409	10,470	9,372	7,975	8,656	10,043	9,240	8,438

令和5年4月現在、標準家族(4人)のひと月あたり汚水量を $20m^3$ として、県内他市を比較した場合、唯一1,300円台となっており、低水準であることが確認できます。*令和5年度の使用料金改定検討については、豊見城市、名護市の2市となっております。

豊見城市下水道使用料改定に向けた具体的な目標の設定

下水道使用料水準の目標設定

- ① 水道事業からの借入金の解消・減少。
- ② 多くの市民の節水行動や節水型家庭用品の普及等、節水型社会への移行に合わせた料金体系の構築を目指す。

下水道事業の経営改善策

*適正な使用料金をもって自立的な経営を行うため、3段階での経営改善を図る必要がある。

ア: 水道事業会計からの借入をやめる。 *R6-9を対象期間とする。

イ: これまで借入れてきた資金の返還が可能な状態にする。 *R10-12

ウ: 今後の施設更新や突発的な修繕に対応できるように内部留保を増やす。 *R13-15

下水道事業の目標増収額

直近、2年の水道事業借入金相当額の増収を目指す為、一億円の増収を目標とする。

使用料改定の条件

ア: 一億円以上の増収が図られるものであること。

イ: 節水型生活様式に対応した料金体系を採用すること。

ウ: 改定後の一般家庭(20㎡)料金水準が令和5年度時点で県内11市中、上位3位以下であること。

下水道使用料改定案の考え方

①基本料金水量（10m³）について

- ・下水道使用料の基本水量制は、一定水量の利用を促進し、汚水の排除による**公衆衛生の向上**や蚊やハエなどの害虫や悪臭の発生を防ぐことによる**生活環境の改善**を目的に導入され、本市の場合は月10m³までの使用料を定額とする基本水量制を採用してきました。
- ・しかし、下水道の普及率や水洗化率が高水準となり、公衆衛生の向上・生活環境の改善という目的は、一定程度図られたと考えられます。
- ・また、**単身世帯の増加**や節水型機器（トイレ、洗濯機、蛇口、シャワー、食洗器等）の普及・機能向上、節水行動の定着などにより、一ヵ月10m³以下の基本水量内の小口使用者の占める割合が年々増加しており、**近年、全体の3割**を超えています。
- ・基本水量の範囲において、使用水量にかかわらず使用料が同じでは、（公社）日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的な考え方」において、「基本水量に満たない使用者に不公平感を抱かせるとの指摘がある」との見解が示されております。このような問題を是正するため、基本水量制を廃止し、基本水量部分にも従量制を適用させる改定とします。

②基本使用料について

- ・使用水量に関わらず、使用者数に応じて変動する需要家費（使用料徴収関係経費など）、及び施設規模に応じて必要となる固定費（施設の維持管理経費など）を賄うため基本料金は継続して採用とします。
- ・金額については、基本水量制廃止に伴い、**引き下げます**。

③従量使用料について

- ・使用料金改定の条件及び光熱水費や資材高騰などの社会経済情勢を踏まえ、水量区分別の単価を**増額**します。
- ・水量区分については、過去の使用水量分布などを参考に、改定の条件に合うよう設定します。
- ・節水型社会への移行に合わせた料金体系の構築を目指す。

④使用者の負担増への配慮

- ・地方公営企業である下水道事業は「独立採算」が原則であり、事業の経費は使用料収入である受益者負担で賄うことが必要です。その為には、水道事業からの借入金の状況や現行の使用料体系を考慮した場合、経費回収率を適切な水準まで引き上げることが望ましいですが、市民生活や企業経営に与える影響を考慮する必要がある。その為、中長期的な視点で**経営改善を図る**ことを視野に入れる必要がある。

一度に必要額を確保するのではなく、対象期間を定め、**①借入解消⇒②借入償還金の確保⇒③内部留保増の3段階での経営改善**が必要だと考えております。

豊見城市のシミュレーションについて

現 行		試 算 A		試 算 B		試 算 C		
1	~10m ³	520	基本使用料 0m ³	200	基本使用料 0m ³	250	基本使用料 0m ³	300
2	11m ³ ~ 30m ³	70	1m ³ ~ 20m ³	60	1m ³ ~ 20m ³	60	1m ³ ~ 20m ³	60
3	31m ³ ~ 50m ³	80	21m ³ ~ 30m ³	120	21m ³ ~ 30m ³	120	21m ³ ~ 30m ³	100
4	51m ³ ~ 100m ³	100	31m ³ ~	160	31m ³ ~ 100m ³	150	31m ³ ~ 50m ³	145
5	101m ³ ~ 300m ³	120			101m ³ ~	160	51m ³ ~	160
6	301m ³ ~ 500m ³	145						
7	501m ³ ~	150						
8								
9								

(注) 税抜き、1月当り

20m ³ /月使用時の金額	1,220	試 算 A	1,400	試 算 B	1,450	試 算 C	1,500
	327,927	106,139	434,066	106,252	434,179	106,911	434,838

↑

現行の使用料収入額

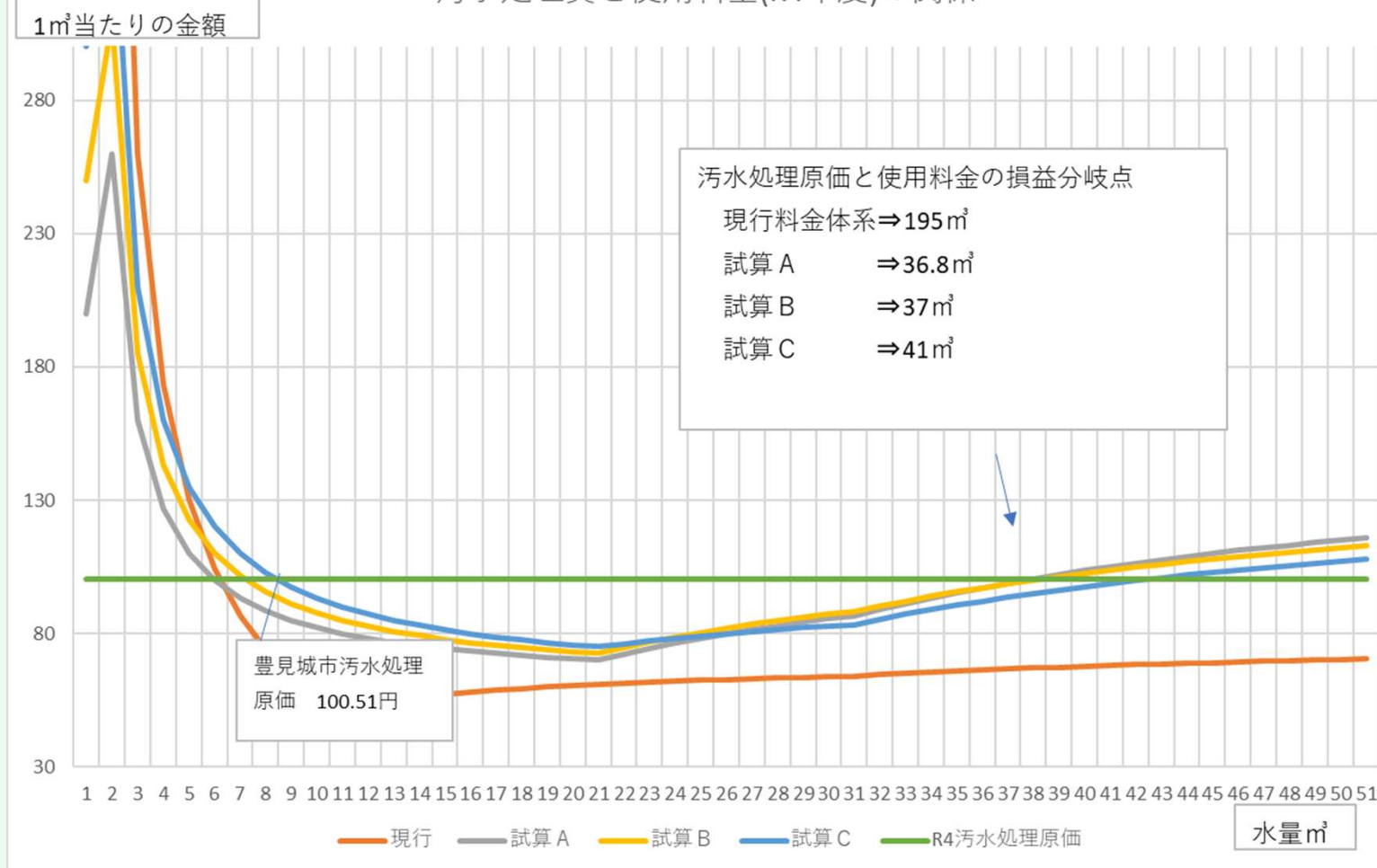
↑

各試算での使用料増収額

↑

増収後の使用料収入額

汚水処理費と使用料金(R4年度)の関係



豊見城市の下水道使用料金について、汚水処理費(R4：100.51円)と比較検討を行うと、現行の料金体系においては、195m³までは処理単価が上回っており、赤字を埋めるためには大口使用者に頼らざる得ない状況でありました。今回の試算A-Cについては、処理単価に対する赤字を減少させ、良好な経営状況にすることを目的とする。

〔家庭用〕下水道使用料 比較(県内都市)

使用量 (m ³)	使用料金(税込)											豊見城市改定案			名護市
	うるま市	宜野湾市	那覇市	浦添市	沖縄市	宮古島市	南城市	糸満市	名護市	石垣市	豊見城市	A案	B案	C案	改定案
0			563									220	275	330	825
5	715	550	618	576	660	605	634	594	660	660	572	550	605	660	825
8	715	550	657	576	660	605	634	594	660	660	572	748	803	858	825
10	715	730	684	752	660	748	771	736	660	660	572	880	935	990	825
15	1,237	1,200	1,157	1,192	1,122	1,105	1,112	1,091	1,045	1,045	957	1,210	1,265	1,320	1,265
20	1,760	1,670	1,641	1,632	1,584	1,463	1,453	1,446	1,430	1,430	1,342	1,540	1,595	1,650	1,705
25	2,282	2,130	2,125	2,072	2,046	1,903	1,860	1,866	1,815	1,870	1,727	2,200	2,255	2,200	-
30	2,805	2,600	2,631	2,512	2,508	2,343	2,267	2,286	2,200	2,310	2,112	2,860	2,915	2,750	-
40	4,015	3,650	3,703	3,458	3,685	3,443	3,081	3,196	3,025	3,300	2,992	4,620	4,565	4,345	-
50	5,225	4,690	4,836	4,404	4,862	4,543	3,895	4,106	3,850	4,290	3,872	6,380	6,215	5,940	-
60	6,655	5,850	6,332	5,405	6,292	5,643	4,764	5,016	4,675	5,280	4,972	8,140	7,865	7,700	-
70	8,085	7,000	7,828	6,406	7,722	6,743	5,633	5,926	5,500	6,270	6,072	9,900	9,515	9,460	-
80	9,515	8,160	9,324	7,407	9,152	7,843	6,502	6,836	6,325	7,260	7,172	11,660	11,165	11,220	-
90	10,945	9,310	10,820	8,408	10,582	8,943	7,470	7,746	7,150	8,250	8,272	13,420	12,815	12,980	-
100	12,375	10,470	12,316	9,409	12,012	10,043	8,438	8,656	7,975	9,240	9,372	15,180	14,465	14,740	-
20m ³ 順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	9	11	7	6	4	2
												*名護市が改定した場合の順位			

〔家庭用〕下水道使用料 順位(県内都市)

	使用料金(税込)											
	10m ³	順位	20m ³	順位	30m ³	順位	40m ³	順位	50m ³	順位	100m ³	順位
うるま市	715円	6位	1,760円	1位	2,805円	1位	4,015円	1位	5,225円	1位	12,375円	1位
宜野湾市	730円	5位	1,670円	2位	2,600円	3位	3,650円	4位	4,690円	4位	10,470円	4位
那覇市	684円	7位	1,641円	3位	2,631円	2位	3,703円	2位	4,836円	3位	12,316円	2位
浦添市	752円	2位	1,632円	4位	2,512円	4位	3,458円	5位	4,404円	6位	9,409円	6位
沖縄市	660円	8位	1,584円	5位	2,508円	5位	3,685円	3位	4,862円	2位	12,012円	3位
宮古島市	748円	3位	1,463円	6位	2,343円	6位	3,443円	6位	4,543円	5位	10,043円	5位
南城市	771円	1位	1,453円	7位	2,267円	9位	3,081円	9位	3,895円	9位	8,438円	10位
糸満市	736円	4位	1,446円	8位	2,286円	8位	3,196円	8位	4,106円	8位	8,656円	9位
名護市	660円	8位	1,430円	9位	2,200円	10位	3,025円	10位	3,850円	11位	7,975円	11位
石垣市	660円	8位	1,430円	9位	2,310円	7位	3,300円	7位	4,290円	7位	9,240円	8位
豊見城市	572円	11位	1,342円	11位	2,112円	11位	2,992円	11位	3,872円	10位	9,372円	7位
A 案	880円	1位	1,540円	7位	2,860円	1位	4,620円	1位	6,380円	1位	15,180円	1位
B 案	935円	1位	1,595円	6位	2,915円	1位	4,565円	1位	6,215円	1位	14,465円	1位
C 案	990円	1位	1,650円	4位	2,750円	2位	4,345円	1位	5,940円	1位	14,740円	1位
名護市改定案	825円	2位	1,705円	2位	-	-	-	-	-	-	-	-
*改定案については、名護市改定後の順位となっております。												